# 政令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年六月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百六十四号**

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年七月一日とする。ただし、同法第二条中自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定の施行期日は、平成二十九年九月一日とする。

防衛大臣　稲田　朋美

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年六月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百六十五号**

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第一項から第三項までの規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十四号中「置かれる」の下に「経営審議室及び」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項第十七号中「置かれる」の下に「有害物質等分析調査統括チーム及び」を加え、同項第十九号中「並びに当該本部に置かれていた考査役、広報広聴役、渉外役、監査役、評価役及び広報渉外役」を削り、同項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を削る。

第十五条第一項第十四号を削り、同項第十五号中「並びに国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十六号）第三条の規定による改正前の海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第十四条の二第一項に規定する海難審判理事所の長」を削り、同号を同項第十四号とし、同項中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

別表第二厚生労働省の項中「厚生労働審議官」を「厚生労働審議官　医務技監」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、厚生労働省設置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十九号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年六月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百六十六号**

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

**第一条**　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二中「航空方面隊三、航空混成団一」を「航空方面隊四」に改める。

第二十八条の十四中「航空団」の下に「一又は」を加える。

第二十八条の十七から第二十八条の十九までを削る。

第三十条の十一中「警戒群」の下に「一、」を加える。

第三十条の十三中「、航空混成団司令部」を削る。

第百二十七条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

第百四十三条中「第十一号」を「第十号」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

**第二条**　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三航空混成団司令部の項を削る。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

**第三条**　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、同項第二十七号中「、航空混成団司令部」を削り、同号を同項第二十六号とし、同項第二十八号を同項第二十七号とする。

**附　則**

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定（同法第二条中自衛隊法第七十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定を除く。）の施行の日（平成二十九年七月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛大臣　稲田　朋美